

浜松市物品調達等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領

(趣旨)

第1条 浜松市（以下「市」という。）がオープンカウンター方式により物品の調達又は役務の調達（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱いについて、浜松市契約規則（以下「規則」という。）、浜松市物品調達等電子入札要領、その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等の見積合せにおいて、見積りの相手方を限定せず、見積合せへの参加を希望する者からの見積書の提出により、契約の相手方を決定する方式をいう。

(参加資格等)

第3条 前条の見積合せに参加することができる者は、当該年度における市の入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、次に掲げる項目についての資格をその都度定めることができる。

- (1) 資格者名簿に登録がある業種
- (2) 本店または営業所等の所在地
- (3) その他必要と認める項目

(対象となる契約)

第4条 この要領の対象となる物品調達等は、1件の調達案件に係る予定価格が、規則第20条に定める随意契約ができる限度額（ただし、印刷物については250万円）以下であるものとする。

(対象外となる物品等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができる。

- (1) 1件の調達案件に係る予定価格が30万円以下のとき。
- (2) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、見積期間が確保できないとき。
- (3) 前2号のほか、市長がオープンカウンター方式による調達が不適當であると判断したとき。

(調達案件の掲示等)

第6条 市長はオープンカウンター方式による見積合せにより物品調達等の契約を締結しようとするときは、物品名、契約方法、見積提出方法、見積提出日時、見積提出場所等を記載した内容をホームページへ掲載するものとする。

(見積の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの
- (2) 見積者の記名押印のないもの（紙入札の場合）
- (3) 委任状のない代理人がしたもの（紙入札の場合）
- (4) 2以上の見積者の代理人となって見積したもの
- (5) 同一事項について同一人の名をもって同時に2以上の見積をしたもの
- (6) 見積に際して不正の行為があったと認められるもの
- (7) 特に指定した条件に違反したもの
- (8) その他見積参加者の資格を具備しないもの
- (9) 見積合せの適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者が見積したもの

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

2 前項の規定による見積の無効は、市長が決定する。この場合において見積者はその決定に対して異議を申し立てることができない。

（落札候補者の決定）

第8条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、物品電子入札システムによる電子くじにより決定する。

（再度の見積徴収）

第9条 開札の結果、落札候補者がいないときは、最低見積価格者から1回を限度として再度の見積徴収を行うことが出来る。

（見積結果の公表）

第10条 市長は、随意契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 随意契約に係る物品等の名称

(2) 契約に関する発注課等の名称

(3) 落札者の名称及び契約金額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(契約保証金)

第11条 規則第27条、第28条及び第29条に定めるところによるものとする。

(異議の申し立て)

第12条 見積者は、見積書提出後、この要領、仕様書等について不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。